

コーポレート・ガバナンス

○ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスの充実が、株主をはじめとする全てのステークホルダーからの支持と信頼の確立を目指していくための最も重要な経営課題の一つと位置付け、株主共同の利益とステークホルダーとの協働を確保しつつ、経営活動や意思決定の透明性向上に努め、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組むこととしています。

当行は、銀行業務に精通した取締役による意思決定機能および独立した複数の社外取締役による公正かつ透明性の高い経営監督機能を有する取締役会と、常勤の監査等委員である取締役による高度な情報収集力と過半数の社外取締役を配し強固な独立性を有する監査等委員会による監査等委員会設置会社を採用しています。

○ 企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当行は、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、さらなる企業価値向上を図ることを目的として「監査等委員会設置会社」を採用しています。

業務執行、監査に係る当行の機関等の内容（2024年6月25日現在）は次のとおりです。

(1) 取締役会

取締役会は代表取締役頭取が議長を務めており、客観的かつ合理的判断を確保しつつ報告・審議および当行の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督することとしています。取締役会は原則、毎月開催しています。

(2) 常務会

取締役会で決定した基本方針に基づき経営に関する重要事項を協議する機関として、代表取締役会長、代表取締役頭取、専務取締役、常務取締役、取締役および常勤の監査等委員である取締役により構成される常務会を取締役会の下に設置しており、代表取締役頭取が議長を務めています。常務会は原則、毎週開催しています。

(3) 指名・報酬諮問委員会

取締役会の任意の諮問委員会として、取締役の選解任や報酬に関する重要な事項の決定にあたり、独立社外取締役の適切な関与と助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を高めることを目的に設置しており、代表取締役会長、代表取締役頭取および監査等委員である社外取締役4名の計6名で構成され、代表取締役頭取が委員長を務めています。

(4) 経営委員会

常務会の諮問機関として、「信用リスク管理委員会」・「コンプライアンス委員会」・「ALM委員会」・「システム投資委員会」の4つの経営委員会を設置し、経営に関する重要な課題について各部門間の連携を図り、協議・調整を行っています。

各委員会の議事結果については、常務会の各員に報告しているほか、重要な事案については常務会で協議し、取締役会で決定しています。

【信用リスク管理委員会】

与信に係るリスク管理と適切な与信ポートフォリオの構築を目的に設置しており、事務局であるリスク統括部の担当役員が委員長を務めています。委員会は必要に応じて適宜開催し、常勤の監査等委員が出席することとしています。

【コンプライアンス委員会】

法令等の遵守体制を確立し、コンプライアンス意識の高い企業風土の実現を目的に設置しており、代表取締役頭取が委員長を務め、事務局はリスク統括部が担っています。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員が出席することとしています。

【ALM委員会】

リスク量の計測や分析を通じ、安定した収益の確保を目指すことを目的に設置しており、代表取締役頭取が委員長を務め、事務局はリスク統括部が担っています。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員が出席することとしています。

【システム投資委員会】

戦略的・効率的なシステム投資を行うことを目的に設置しており、代表取締役頭取が委員長を務め、事務局は総合企画部およびIT・オペレーション統括部が担っています。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員が出席することとしています。

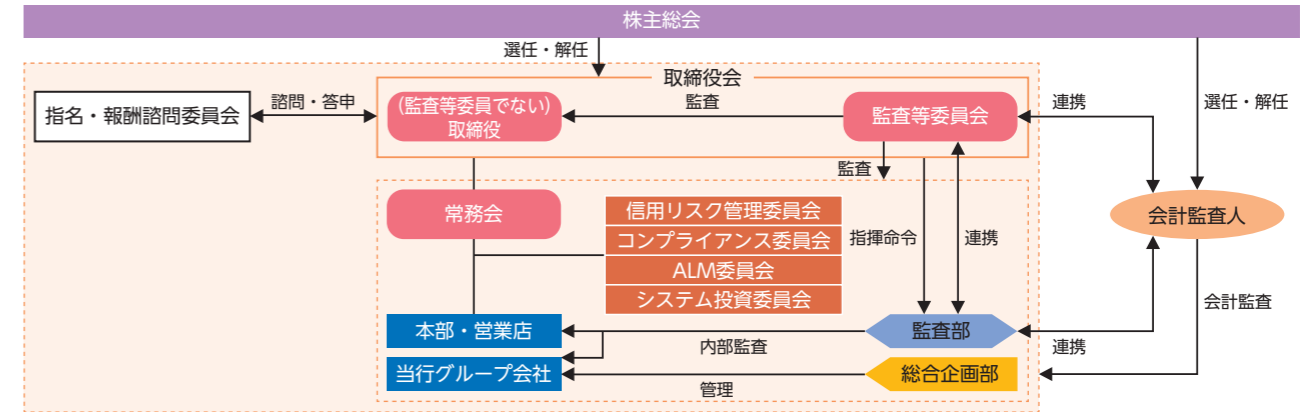
(5) 監査等委員会

監査等委員である取締役および監査等委員である社外取締役4名の計5名で構成される監査等委員会は、原則月1回開催するほか、常勤の監査等委員が常務会および各経営委員会に出席し、取締役の職務の執行および業務全般について監査を行うこととしています。

(6) 会計監査人

会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しています。会計監査人は、法令等に基づき当行の計算書類等を監査しているほか、財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果を監査しています。

》コーポレート・ガバナンス体制図



○ 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(1) 経営陣幹部の選任

経営の責任者の一翼を担うことを自覚し、他の模範となるよう常に研鑽を重ね、誠実かつ忠実に経営陣幹部としての職務を全うすることができる者を頭取が推薦し、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定することとしています。

(2) 経営陣幹部の解任

経営陣幹部として求められる職務を全うできないと認められる場合、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定することとしています。

(3) 取締役候補の指名

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）

当行の経営戦略の実現に向け、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験と十分な社

会的信用を有する者を頭取が推薦し、指名・報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会で候補の指名を行うこととしています。

②監査等委員である取締役

取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験と十分な社会的信用を有する者を頭取が推薦し、指名・報酬諮問委員会での審議および監査等委員会より同意を得たうえで、取締役会で候補の指名を行うこととしています。

(4) 社外取締役候補の指名

これまでの経歴に基づき、専門的な知識や経験を有し、自らの知見に基づいて当行の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断される者を頭取が推薦し、指名・報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会で候補の指名を行うこととしています。

○ 取締役会の構成に関する考え方

取締役会は、定款に定める員数を上限としつつ、取締役会の実効的かつ安定的な運営を実現する観点から構成するものとし、株主総会に取締役の選解任に関する議案を付議するにあたっては、次に掲げる考え方を踏まえて適切に実施することとしています。

取締役会全体としてのバランス、多様性および規模に関する考え方

1. 取締役会は、十分な議論と迅速な意思決定を行うための適切な員数とし、ジェンダー、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立する形で構成する。
2. 取締役会の全体としての知識・経験・能力・専門分野のバランスを考慮する。
3. 取締役会は、経営に対する監督機能の実効性を確保するため、独立性を有する社外取締役を複数名選任する。
4. 監査等委員には、財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名選任する。
5. 取締役会の継続性・安定性の観点から、取締役候補の決定にあたっては、同時に全てまたは殆ど全員の候補が新任とならないよう考慮する。

○ 取締役のスキル・マトリックス

氏名	メンバー・出席者							
	取締役会	常務会	指名・報酬諮問委員会	信用リスク管理委員会	コンプライアンス委員会	ALM委員会	システム投資委員会	監査等委員会
取締役 (監査等委員を除く)	石田 幸雄	●	●	●	●	●	●	
	川合 昌一	○	○	○		○	○	
	鈴木 裕之	●	●		●	●	●	
	金井 哲男	●	●		●	●	●	
	相場 実	●	●		○	●	●	
	高橋 義彦	●	●					
	関口 寛	●	●		●	●	●	
取締役 (監査等委員)	山口 知康	●	●		●	●	●	○
	細貝 巖	●		●				●
	坂井 啓二	●		●				●
	中村 稚枝子	●		●				●
	高橋 正秀	●		●				●

※ ○は議長または委員長

氏名	経験分野・専門分野										
	経営企画 経営戦略	リスク 管理	人事 管理	営業	審査	市場 運用	シス テム	企業 経営	財務 会計	法律	地域 行政
取締役 (監査等委員を除く)	石田 幸雄	●	●	●							
	川合 昌一				●	●	●				
	鈴木 裕之	●	●	●	●		●				
	金井 哲男		●	●					●	●	
	相場 実	●	●			●					
	高橋 義彦				●						
	関口 寛					●	●				
取締役 (監査等委員)	山口 知康		●	●	●						
	細貝 巖									●	
	坂井 啓二								●		
	中村 稚枝子										●
	高橋 正秀							●			

※1. スキル・マトリックスは、各氏が有する全ての知見を表すものではありません。
2. 社外取締役については、特に期待する専門分野を記載しています。

取締役会の活動状況

取締役会における主な検討内容（2023年度）

- ・第12次中期経営計画の達成に向けた取組みについて
- ・サステナビリティへの取組みについて
- ・子会社の設立について
- ・システム投資案件について
- ・政策投資株式の各銘柄の今後の保有方針について
- ・財務報告にかかる内部統制の有効性評価について
- ・統合的リスク管理プログラムの取組みについて
- ・コンプライアンス・リスク管理プログラムの取組みについて
- ・人事制度改正について
- ・新中期経営計画について

取締役会の実効性の分析・評価

当行では、取締役会全体の実効性について、毎年、社外を含む取締役の自己評価をベースに分析・評価を行うこととしています。

2024年6月の取締役会において、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、取締役会全体の実効性は確保されていることを確認するとともに、さらなる実効性向上に向け、取締役会で決議・報告されている項目や説明方法について見直しを図ることとしています。



代表取締役と社外取締役によるランチミーティングを四半期毎に開催し、当行を取り巻く経営環境等についての意見交換を通じて情報共有を図っています。

社外役員状況

(1) 社外取締役の員数

当行の社外取締役は4名であり、いずれも監査等委員であります。

(2) 選任状況に関する考え方、企業統治において果たす機能および役割

細川巖氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を持ち合わせており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しています。

坂井啓二氏は、公認会計士、税理士としての豊富な経験と専門的見地から企業会計に関して高い実績をあげており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しています。

中村稚枝子氏は、長年にわたり新潟県の行政に携わり幅広い知識と豊富な知見を有しており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しています。

高橋正秀氏は、公共性・倫理性の高い報道機関出身者であり、また、会社経営者としての幅広い見識を有しており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しています。

(3) 社外取締役の独立性

当行は、社外取締役の独立性判断基準を次のとおり定め、適切に運用しています。

【社外取締役の独立性判断基準】

当行における社外取締役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう）
4. 当行から多額の寄付等を受けている者またはその業務執行者
5. 当行の主要株主またはその業務執行者
6. 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
 - ア. 上記1～5に該当する者
 - イ. 当行の子会社・関連会社の業務執行者及び業務執行者でない取締役

※定義

「最近」：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合などを含む。

「主要な」：直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定する。

「多額」：過去3年平均で、年間1,000万円以上

「主要株主」：議決権比率10%以上

「重要でない者」：「会社の役員・部長クラスの者や、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等」ではない者

「近親者」：配偶者及び二親等以内の親族

上記の独立性判断基準に照らし、社外取締役全員が当行からの独立性を有していると考えられることから、当行は東京証券取引所に対し、全員を独立役員として届け出しています。

社外取締役インタビュー



社外取締役
(監査等委員)
中村 稚枝子

長期戦略方針、第13次中期経営計画の策定に際し、ステークホルダーの代表としてどのように意見し、反映されましたか。

2024年4月から開始した長期戦略方針、第13次中期経営計画（以下「中計等」）では、社内取締役（常勤監査等委員を含む）をメンバーとする委員会を設置し、約半年間にわたり議論を重ねました。私たち4名の社外取締役監査等委員は、21回にのぼる委員会会議の資料や議事録を確認し、監査等委員会で意見を交換してきました。

また、策定にあたり、私からは、計画等の理念やその背景について認識を共有し理解を深めるために、委員会での議論や検討の進捗状況を取締役に報告するよう要請しました。策定期間に開催された取締役会では毎回、担当役員から策定状況の詳細な報告があり、丁寧に対応してもらったと感じています。

取締役会報告では、各社外取締役が様々な意見を述べ、私からは、中計等に求めることとして、①「大光銀行らしさ」を打ち出してほしいこと、②行員が高いモチベーションで仕事に向き合えることが重要であること、③ステークホルダーからみて分かりやすい内容であること、などの意見を述べました。

①に関して、私がこれまで社外取締役として関与してきたなかで、「大光銀行らしさ」とは、お客さま、地域の一番身近な銀行として役に立ちたいという強い思いだと感じています。実際、策定に際して全行員に行ったアンケートをみると、多くの行員が「お客さまのためになる仕事をしたい」という強い思いを持っており、それが長期戦略方針のVision（なりたい姿）の一つ「地域から信頼され、地域とともに成長し、地域の未来を創造する銀行」として掲げられたと理解しています。

②に関しては、中計等の開始が新しい人事制度と同じタイミングでもあったので、中計等の施策を着実に実行し、目標を達成するための基本事項として意見を述べました。中計等の目標は、地域銀行や上場会社としての大光銀行の役割・使命を見つめ直し、そのなかでどのような価値を創出していくべきかという議論を経て設定しており、高い目標を掲げています。達成は容易ではなく、全員がより高いモチベーションで仕事に向き合っていくこと

が重要です。これが、長期戦略方針のもう一つのVision「働く全ての人が互いに高め合い、いきいき・はつらつと輝いている銀行」に反映されていると理解しています。

③は②とも関連しますが、中計等の目標の達成には、全員が目標や施策の背景を理解し、組織の共通価値として進んでいかなければなりません。KPIの項目や用語、表現で分かりにくい点は他の社外取締役からも意見があり、練り直して反映されたことで、対外的にも行内にも、より分かりやすくなったと感じています。

人的資本にかかる大光銀行の取組みと今後の課題をどのように捉えているか、お聞かせください。

地域銀行にとり、人的資本は特に重要な資本と考えており、限られた人材のなかで、個々の行員のコンサルティング能力など育成の強化、効果的・効率的な配置、女性の活躍などが必要です。今般の中計等の策定過程で、社外取締役からは、従業員満足度が改善することを期待するという意見、女性管理職は思い切った対策を取らないと増加は難しいという意見、若手行員の意見を施策推進に活かすのはやる気につながるという意見など、様々な発言がありました。

大光銀行は、賃金制度、資格制度、人事考課などの制度を20年ぶりに改正し、2024年4月から新人事制度をスタートさせています。ライフスタイルに応じた柔軟な働き方の選択が可能で、行員のモチベーションアップにつなげたいとのことであり、効果を検証しながら、適切に運用してほしいと思います。

女性活躍に関して、私は行内のダイバーシティ会議に参加し、また支店往査の際にも話を聞いていますが、やる気や能力が高い女性が多いと感じています。男女ともに働きやすい職場環境で、各人が能力を発揮できることが重要であり、より良い職場づくりを進めてほしいと思います。

ステークホルダーへのメッセージをお聞かせください。

地域銀行は、地域社会・経済の活性化を通じて経済的価値を高めることに加え、社会的価値の創造が重要になっています。大光銀行は、たいへん真面目に様々なことに取り組んでいると感じており、従来のやり方だけでなく、柔軟な発想やSBIグループなど外部の知見・提案も取り入れていくことで、より成長できるのではないかと感じています。

私は長年、地方行政に携わり、環境行政、消費者行政、男女共同参画の推進、震災復興支援など、様々な仕事を担当してきた経験があります。社外取締役の一員として、この経験を活かすとともに、消費者としての視点からも積極的に経営に関わり、提言していくことで、大光銀行の企業価値向上に向けて貢献してまいります。

○ 監査の状況

(1) 監査等委員会監査の状況

① 監査等委員会監査の組織、人員および手続

監査等委員会は常勤の監査等委員である取締役1名と非常勤の監査等委員である社外取締役4名の計5名から構成されています。

監査等委員会の職務の補佐を行うため、他の部署から独立した専任のスタッフ2名を配置しています。

監査等委員会では、期初に監査方針、年間の監査計画を定め、業務分担を決定しています。また、事業年度における取締役の職務の執行に関して、監査等委員会における審議のうえ監査報告書の作成や取締役への通知を行い、定時株主総会において株主に報告することとしています。

なお、監査等委員である社外取締役坂井啓二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

② 監査等委員および監査等委員会の活動状況

【監査等委員会の検討事項】

- ・内部統制システム
内部統制部門（リスク統括部）から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めています。
- ・重点監査項目等
中期経営計画の進捗状況等経営課題への取組状況を確認しています。
- ・会計監査人に関する評価
会計監査人から監査計画・監査方法の説明、四半期レビューの報告および監査結果の報告を受け適切性、相当性の評価を行っています。

【常勤および社外監査等委員の活動状況】

取締役会、常務会、経営委員会等の重要会議（社外監査等委員は取締役会のみ）に出席し議事の内容を把握し、必要な発言を行っています。特に、社外監査等委員は、専門的知見やバックグラウンドを活かす形で意見を述べています。

常勤監査等委員は、定期的に年4回の頻度で頭取との面談を実施しています。

常勤監査等委員は、重要会議の議事録、経費・寄付金等の決裁書類、契約書等重要書類の閲覧・確認を行っています。

2023年度において、常勤監査等委員は営業店15カ店に対して往査を実施し、うち4カ店に対して常勤監査等委員と各社外監査等委員1名が同行し運営状況を確認しています。

(2) 内部監査の状況

① 内部監査の組織、人員および手続

内部監査は、内部管理態勢等の適切性、有効性を検証するため、内部監査部門である監査部（2024年3月末現在10名）が実施しています。

監査部は、毎年度取締役会の承認を受けた内部監査基本方針および基本計画に基づき、営業店、本部、当行グループ会社、外部委託先等について監査を実施し、頭取、常務会に報告するほか、年間の総括報告については取締役会に報告しています。

② 内部監査部門の活動状況

監査部は、内部統制部門（リスク統括部）が事務局を務めるコンプライアンス委員会において内部監査の実施結果を報告しているほか、委員会には常勤の監査等委員1名が出席することとしています。

(3) 社外取締役による監査と内部監査、監査等委員会監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

① 監査等委員と内部監査部門との連携状況

監査等委員会は、監査部より毎月定期的に内部監査の状況等について報告を受け、意見交換を行うこととしています。

監査等委員会において、常勤の監査等委員である取締役が非常勤の監査等委員である社外取締役に対し、内部監査部門による内部監査の状況等について説明を行うこととしているほか、監査部長が年2回監査等委員会に出席し、監査等委員である社外取締役との的確な情報共有を図ることとしています。

非常勤の監査等委員である社外取締役は、監査等委員会において説明を受けた内部監査の状況等について意見を述べるなど、監査等委員間の情報共有のもと、監査部との相互連携を図ることとしています。

② 監査等委員と会計監査人との連携状況

監査等委員会と会計監査人は、相互に監査概要を説明するとともに、監査等委員会は会計監査人から定期的に監査結果の報告を受け、意見交換を行うなど、連携を図ることとしています。

非常勤の監査等委員である社外取締役は、会計監査人から定期的な監査概要および監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、連携を図ることとしています。

③ 監査等委員と内部統制部門との連携状況

常勤の監査等委員である取締役は、内部統制の整備・運用状況について、半期ごとに内部統制部門（リスク統括部）より報告を受けるとともに、その結果を適宜監査等委員会において説明することとしています。

非常勤の監査等委員である社外取締役は、こうした的確な情報共有のもと、監査等委員会において内部統制の整備・運用状況について、外部者の立場から意見を述べることとしています。

○ 会計監査の状況

(2024年3月末現在)

監査法人の名称	有限責任監査法人トーマツ
継続監査期間	47年 ^(※)
業務を執行した公認会計士	松崎 雅則氏 石黒 宏和氏
監査業務に係る補助者の構成	当行の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士5名、公認会計士試験合格者等5名、その他21名であります。

(※) 上記記載の期間は、当行が調査可能な範囲で記載したものであり、継続監査期間はこの期間を超える可能性があります。

(1) 監査法人の選定方針と理由

当行は、会社都合の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任します。

監査等委員会は、会計監査人を評価基準に基づき評価した結

果、会計監査人の解任または不再任の決定の方針には該当しないと判断し、会計監査人を再任しました。

(2) 監査等委員および監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人を評価基準に基づき評価した結果、会計監査人に求められる独立性、専門性はじめ適切な監査品質に基づき職務の遂行が適切に行われる態勢が整備されており、会計監査人としての適切性を確保していることを確認しています。

○ 役員の報酬等

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、取締役という）の報酬等は、株主総会において承認された総額の範囲内で、透明性、公正性および合理性の確保を目的に、指名・報酬諮問委員会の審議および答申を経て取締役会決議により決定しています。

取締役報酬等の決定方針は、指名・報酬諮問委員会の審議および答申を経て、取締役会において決議しています。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しています。

取締役報酬等の決定方針

1. 取締役の報酬は、役割や責務に応じて月次で支給する「確定金額報酬」（固定報酬）、単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」および中長期的な企業価値向上への貢献意欲や株主重視の経営意識をより一層高めるための「株式報酬型ストックオプション」（変動報酬）をもって構成する。
2. 取締役の確定金額報酬の額および各人の額については、役位別の役割や責務を勘案し決定する。
3. 業績連動型報酬の報酬枠（年額）については、直前事業年度における当行単体の当期純利益を基準とし、各人の額は当行の経営環境や単年度の業績、役位等を勘案し決定する。

4. 株式報酬型ストックオプションについては、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額（ブラック・ショールズモデルにより算定）に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額とする。各人の額については、役位別に設定した標準額を基準として算定する。
5. 取締役の報酬の構成割合は、役割や責務に応じた堅実な職務遂行を促す固定報酬と中長期的な業績や潜在的なリスクを反映させるための変動報酬が、適切な水準となるよう設定する。
6. 取締役の報酬および各人の額については、指名・報酬諮問委員会の審議および答申を経て、取締役会の決定により代表取締役頭取へ再一任することができる。

監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬等の額および各人の額については、株主総会において承認された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しています。

監査等委員である取締役の報酬は、中立性および独立性を高めるため、月次で支給する「確定金額報酬」（固定報酬）のみとしています。

役員一覧

取締役



取締役会長
(代表取締役)
いしだ ゆきお
石田 幸雄

1976年 4月 株式会社大光相互銀行入行
2003年 8月 業務監査部業務監査室長
2005年 6月 総合企画部企画広報課長兼コンプライアンス室長
2006年 6月 総合企画部副部長
2008年 7月 大宮支店長
2009年 6月 総合企画部長
2011年 6月 取締役総合企画部長
2013年 6月 常務取締役
2016年 6月 専務取締役
2017年 6月 専務取締役関東地区本部長
2019年 6月 取締役頭取
2024年 6月 取締役会長 (現職)



取締役頭取
(代表取締役)
かわい しょういち
川合 昌一

監査部担当

1993年 3月 株式会社大光銀行入行
2011年 6月 楠川支店長
2013年 2月 審査部副部長
2014年 6月 審査部長
2017年 6月 執行役員審査部長
2019年 6月 取締役関東地区本部長
2021年 6月 常務取締役営業本部長
2023年 6月 専務取締役コスト削減・業務改革特命チーム部長
2024年 6月 取締役頭取 (現職)



専務取締役
すずき ひろゆき
鈴木 裕之

人事部、営業戦略部、
地域産業支援部、リテール営業部担当

1984年 4月 株式会社大光相互銀行入行
2008年 7月 営業統括部営業企画グループマネージャー
2011年 6月 営業統括部副部長
2013年 6月 総合企画部長
2016年 6月 新発田支店長
2018年 6月 執行役員監査部長
2020年 6月 執行役員人事部
2021年 1月 執行役員人事部兼女性活躍推進室長兼コスト削減特命チーム部長
2021年 6月 取締役人事部兼コスト削減特命チーム部長
2022年 1月 取締役人事部兼コスト削減・業務改革特命チーム部長
2022年 6月 常務取締役人事部兼コスト削減・業務改革特命チーム部長
2023年 6月 常務取締役人事部兼営業本部長
2024年 6月 専務取締役人事部兼営業本部長 (現職)



常務取締役
かない てつお
金井 哲男

コスト削減・業務改革特命チーム、
IT・オペレーション統括部担当

1986年 4月 大蔵省入省
2010年 7月 東京国税局総務部長
2012年 7月 株式会社企業再生支援機構 (現 株式会社地域経済活性化支援機構) 執行役員
2015年 8月 長崎県警察本部長
2017年 8月 国税庁調査査察部長
2018年 7月 名古屋国税局長
2019年 9月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事
2021年 10月 税務大学校長
2023年 11月 株式会社大光銀行顧問
2024年 6月 常務取締役コスト削減・業務改革特命チーム部長 (現職)



取締役
あいば みのる
相場 実

総合企画部、リスク統括部担当

1986年 4月 株式会社大光相互銀行入行
2009年 6月 融資企画部融資企画グループマネージャー
2011年 6月 経営管理部主計グループマネージャー
2013年 5月 経営管理部副部長
2014年 6月 経営管理部長
2019年 6月 執行役員経営管理部長
2021年 6月 執行役員総合企画部長
2022年 6月 取締役
2024年 6月 取締役リスク統括部長 (現職)



取締役
たかはし よしひこ
高橋 義彦

1985年 4月 株式会社大光相互銀行入行
2009年 6月 直江津支店長
2011年 6月 石山支店長
2013年 6月 大宮支店長
2015年 2月 燕支店長
2017年 6月 三条支店長
2019年 6月 営業統括部付部長兼えちご大花火支店長
2020年 6月 営業統括部長兼えちご大花火支店長
2021年 6月 執行役員新潟地区本部長兼新潟支店長兼学校町支店長
2023年 6月 取締役新潟地区本部長兼新潟支店長兼学校町支店長
2024年 6月 取締役長岡地区本部長兼本店営業部長兼神田支店長兼千手支店長 (現職)



取締役
せきぐち ゆたか
関口 寛

審査部、総務部、市場金融部担当

2001年 5月 株式会社大光銀行入行
2010年 6月 中沢支店長
2012年 6月 中条支店長
2013年 6月 安田支店長
2015年 6月 新潟駅前支店長
2016年 10月 新潟駅前支店長兼沼垂支店長
2017年 6月 総務部副部長
2019年 6月 市場金融部付部長
2020年 6月 市場金融部長
2023年 6月 執行役員市場金融部長
2024年 6月 取締役市場金融部長 (現職)

取締役 (監査等委員)



取締役
(監査等委員)
やまぐち ともやす
山口 知康

1985年 4月 株式会社大光相互銀行入行
2007年 6月 人事部秘書室長
2010年 6月 河渡支店長
2012年 6月 見附支店長
2013年 6月 金融サービス部長
2015年 3月 地域産業支援部長
2016年 6月 東京支店長兼総合企画部東京事務所長
2017年 6月 執行役員人事部兼女性活躍推進室長
2018年 6月 執行役員人事部
2020年 6月 執行役員監査部長
2021年 6月 取締役 (監査等委員) (現職)



取締役
(監査等委員)
ほそかい いわお
細貝 巖

1992年 4月 第二東京弁護士会登録
1997年 6月 新潟県弁護士会登録
1999年 3月 細貝法律事務所所長 (現職)
2004年 6月 株式会社原信監査役
2010年 6月 原信ナルスホールディングス株式会社 (現・アクシアルリテイリング株式会社) 監査役
2014年 6月 株式会社大光銀行取締役
2014年 6月 アクシアルリテイリング株式会社取締役
2017年 6月 株式会社大光銀行取締役 (監査等委員) (現職)
2023年 2月 株式会社中越カントリー倶楽部取締役 (現職)



取締役
(監査等委員)
さかい けいじ
坂井 啓二

1977年 3月 公認会計士登録
1981年 3月 税理士登録
1985年 3月 坂井会計事務所所長 (現職)
1994年 10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 代表社員
2007年 6月 日本公認会計士協会東京会新潟県会会長
2012年 9月 一正簿粋株式会社監査役
2014年 7月 さくらの街信用組合員外監事
2015年 9月 一正簿粋株式会社取締役 (監査等委員)
2019年 6月 株式会社大光銀行取締役 (監査等委員) (現職)
2019年 12月 はばたき信用組合員外監事



取締役
(監査等委員)
なかむら ちえこ
中村 稚枝子

1977年 4月 新潟県庁入行
1994年 4月 県総務部知事公室広報広聴課広報係長
1996年 4月 県福祉保健部児童家庭課保育係長
1999年 4月 県環境生活部生活企画課副参事 (予算係長)
2001年 4月 県環境生活部文化振興課長補佐
2003年 4月 県総合政策部調整課企画主幹・調整課長補佐
2005年 4月 県県民生活・環境部文化振興課長
2007年 4月 県知事政策局秘書課長
2008年 11月 県総務管理課副部長
2009年 4月 県総務管理課副部長兼自治研修所長
2010年 4月 県県民生活・環境部長
2015年 3月 新潟県庁退職
2017年 2月 新潟県労働委員会委員 (公益委員)
2017年 6月 公益財団法人新潟県国際交流協会監事 (現職)
2019年 11月 新潟県公務災害補償等審査会委員 (現職)
2021年 6月 株式会社大光銀行取締役 (監査等委員) (現職)



取締役
(監査等委員)
たかはし まさひで
高橋 正秀

1980年 6月 株式会社新潟日報社 (編集局)
2008年 4月 同社編集局次長兼報道本部長兼写真画像部長兼編集委員
2014年 4月 同社執行役員営業統括本部広告事業本部長
2016年 3月 同社取締役編集制作統括本部長
2018年 3月 同社常務取締役経営企画会議議長、経営管理本部長
2020年 3月 同社専務取締役経営企画会議議長、経営管理本部長
2021年 3月 同社代表取締役専務経営企画会議議長
2022年 3月 同社顧問 (現職)
2022年 3月 株式会社新潟日報サービスネット代表取締役会長
2022年 4月 株式会社新潟日報メディアネット代表取締役会長
2023年 6月 株式会社大光銀行取締役 (監査等委員) (現職)

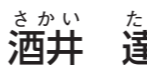
※取締役の細貝巖氏、坂井啓二氏、中村稚枝子氏および高橋正秀氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。社外取締役4氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ています。

執行役員



執行役員
せき じゅん
関 潤

新潟地区本部長、新潟支店長、学校町支店長



執行役員
さかい たつや
酒井 達也

営業戦略部長、えちご大花火支店長



執行役員
まるやま そういち
丸山 宗一

監査部長



執行役員
はせがわ ゆきお
長谷川 幸夫

地域産業支援部長

リスク管理体制

当行では、多様化・複雑化するリスクを適切に把握・分析し、経営の健全性の維持と収益性の向上を図っていくため、リスク管理体制の強化・充実に取り組んでいます。

○ リスク管理の取組み

リスク管理体制の概要

多様なリスクを総合的に把握し一元的に管理する統括部署として、リスク統括部を設置しています。

運用面では、各リスクの主管部を明確にするとともに、信用リスク、市場リスク等のリスク毎のリスク管理方針および統合的リスク管理方針を取締役会の決議により定めているほか、リスク統括部において年度毎の管理方針としてリスク管理プログラムを策定し、中期間および期末にはその実施状況をチェック

するなど、リスクの統合管理に努めています。また、それらのリスクを横断的に管理するため、定期的に経営委員会（信用リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、ALM委員会）を開催し、必要な協議を行っています。さらに、経営の健全性の確保と収益性・効率性の向上を図ることを目的として、リスク資本配賦を実施しています。各部署のリスク管理の適切性については、内部監査部門である監査部が監査しています。

リスク毎の管理体制

1 信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、銀行が損失を被るリスクのことです。

当行では、リスク統括部を主管部とし、毎月、信用リスク計量化システムによりリスク量を計測し、増減要因を分析した上でALM委員会に報告しています。また、信用リスク管理重視

の審査体制の整備やクレジット・リミット設定等による与信ポートフォリオ管理の強化、特定の業種や特定のグループに対する与信集中の防止、信用格付の精緻化による信用リスク管理の強化等に努めているほか、各種研修により審査能力の向上にも努めています。

2 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、株価、為替等のさまざまな市場の要因の変動により、保有する資産の価値が変動し、銀行が損失を被るリスクのことです。

当行では、市場金融部を主管部とし、VaRによるリスク量を計測し、リスク量の推移や経営体力との対比により健全性を検証した上で、毎月ALM委員会に報告しています。市況が大

幅に変動した場合には、臨時ALM委員会を開催し、シミュレーション等により対応を協議しています。また、資本配賦を実施し、配賦資本使用率についてもモニタリングしています。特に有価証券についてはリスク量を詳細に計測および管理するとともに、投資資金の効率運用にも努めています。

3 流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の評価や財務内容の悪化等による予期せぬ資金の流出により、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクおよび市場の混乱等により市場において取引ができないことなどから、銀行が損失を被るリスクのことです。

当行では、市場流動性リスク管理部門はリスク統括部、資金繰りリスク管理部門は市場金融部を主管部とし、流動性リスクの状況を常時、的確に管理し、安定的な水準の確保に努めています。また、不測の事態にも対応できるよう、具体的な対応要領を定めるとともに十分な資金調達枠を維持しています。

4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは自然災害等外生的な事象により損失を被るリスクおよび風評リスク等のことです。

当行では、オペレーショナル・リスクを法務リスク、事務リスク、システムリスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスクの6つに区分し、それぞれの主管部を定めて適切に管理しています。総合的な管理部門はリスク統括部としており、定期的に損失事象を収集分析してALM委員会に報告し、再発防止等について協議しています。

法務リスク管理の主管部はリスク統括部としています。法務リスク管理体制としては、顧問弁護士と連携したリーガルチェック等を実施するとともに、法令改正時の集合研修等により意識の向上に努めています。

事務リスク管理、システムリスク管理の主管部はIT・オペレーション統括部としています。事務リスク管理体制としては、事務処理規程の整備、研修、事務処理規程検定試験および営業店事務指導の実施等により、厳正な事務取扱いの定着に努めています。また、監査部による定例的な立入検査により、事務処理の適正性および内部管理体制の適切性・有効性を検証し、事務リスクの顕在化防止に努めています。システムリスク管理体制としては、基幹系システムを委託している株式会社日立製作所NEXTBASEセンターにおいてシステムリスクを一次的に管理し、

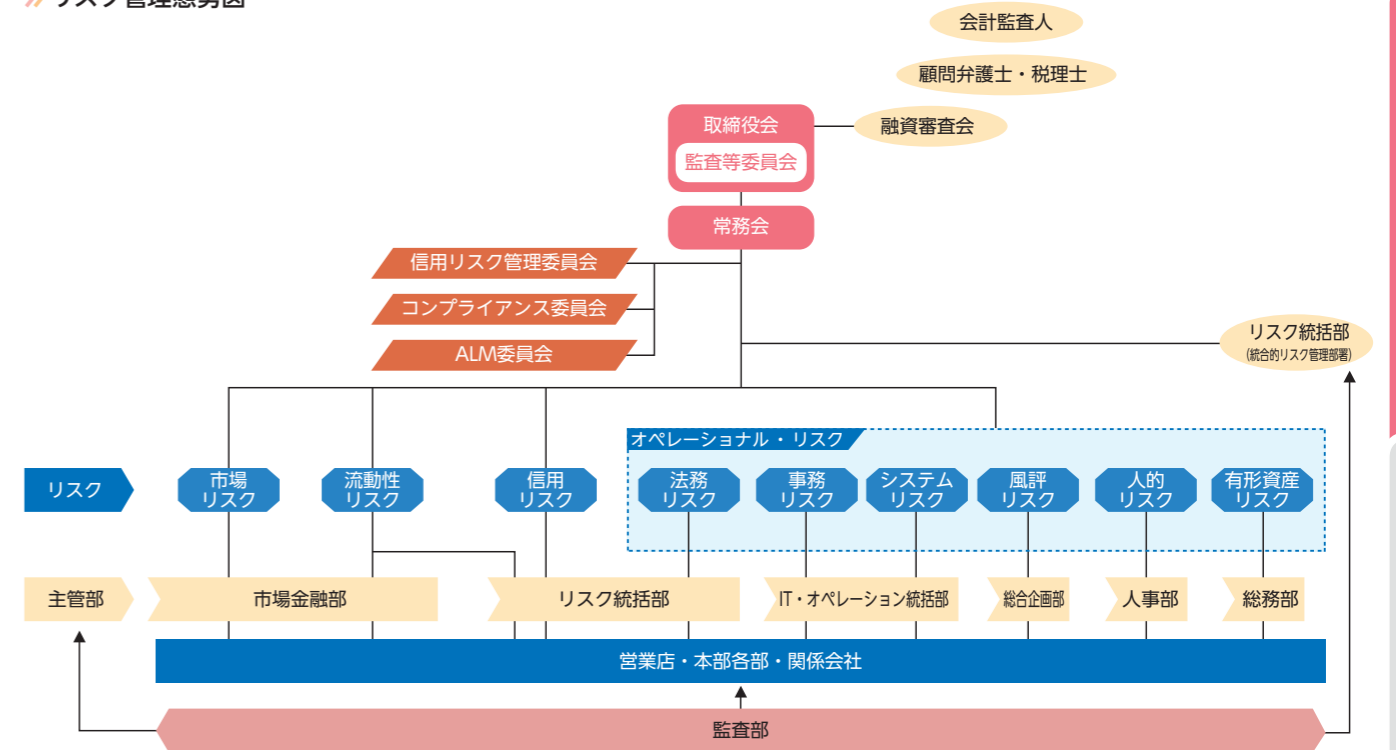
その管理状況についての報告等を受けることにより二次的に管理しているほか、当行の監査法人、監査部門の監査によっても検証しています。バックアップ体制についてはNEXTBASEバックアップセンターを設置し、整備を図っています。また、国際系システム等の小規模システムや分散システム（クライアント・サーバー、パソコン等）に係るリスク管理は各システム使用部門で管理し、IT・オペレーション統括部が統括管理しています。

風評リスク管理の主管部は総合企画部としています。風評リスク管理体制としては、インターネット掲示板等からの情報収集、風評情報の正確かつ迅速な報告体制の整備、適切な情報開示等に努め、風評発生時の未然防止を図るとともに影響を最小限に抑えられるよう努めています。また、万一の場合に備えてマニュアルを策定しているほか、定期的な訓練も実施しています。

人的リスク管理の主管部は人事部とし、人事運営上の不公平・不正や差別的行為などから損失を被ることのないよう、人事考課者研修等による適正な人事考課の実施やヘルプラインを利用したハラスメント防止等に努めています。

有形資産リスク管理の主管部は総務部とし、災害その他の事象などから被る損害をできるだけ小さくするため、店舗等の耐震診断結果に基づく補強工事や建物・設備の定期点検等を実施しています。

》リスク管理態勢図



○ マネー・ローndリングおよびテロ資金供与対策への取組み

当行は、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与対策を経営上の重要課題と認識し、IT・オペレーション統括部担当役員をマネロン等防止対策責任者として、「マネー・ローndリング対策室」の設置や「マネー・ローndリング/テロ資金供与防止方針」等の各種規程を制定してマネロン対策を進めています。今後も関係法令およびガイドライン等に基づき、経営陣の主導的な関与のもと管理態勢の強化に取り組んでいきます。

コンプライアンス (法令等遵守)

当行では、社会的責任と公共的使命を遂行し、地域社会の一員として揺るぎない信頼を確立していくことを目的としてコンプライアンスの強化に積極的に取り組んでいます。法令等遵守に係る当行のコンプライアンス基本方針として「行動憲章」を定め、コンプライアンス意識の高い企業風土の構築を進めています。

○ コンプライアンスの取組み

▶ コンプライアンス体制

コンプライアンスの統括部署をリスク統括部とし、リスク統括部担当役員がコンプライアンス統括責任者となり、体制の整備とコンプライアンス・マインドの醸成を図っています。本部各部および全営業店にコンプライアンス責任者を配置し、計画に基づき継続的に啓蒙活動を実施しています。

また、定期的にコンプライアンス委員会を開催し、法令等遵守体制の強化、事務事故等の発生防止、臨店監査に基づく業務改善等について協議・検討しています。

▶ コンプライアンスプログラム

行内体制整備の具体的な実践計画であるコンプライアンスプログラムを年度毎に取締役会で策定し、それに基づいて行員のコンプライアンス研修の実施やコンプライアンスに関する規定の整備、モニタリングの充実、検査体制の強化等を行っています。

▶ コンプライアンス啓蒙活動

役職員の倫理・行動に関する遵守規準である「役職員行動規範」およびコンプライアンス体制を構築・強化するための「コンプライアンス・マニュアル」を行内イントラネットに公開し、コンプライアンス啓蒙活動等に活用しています。

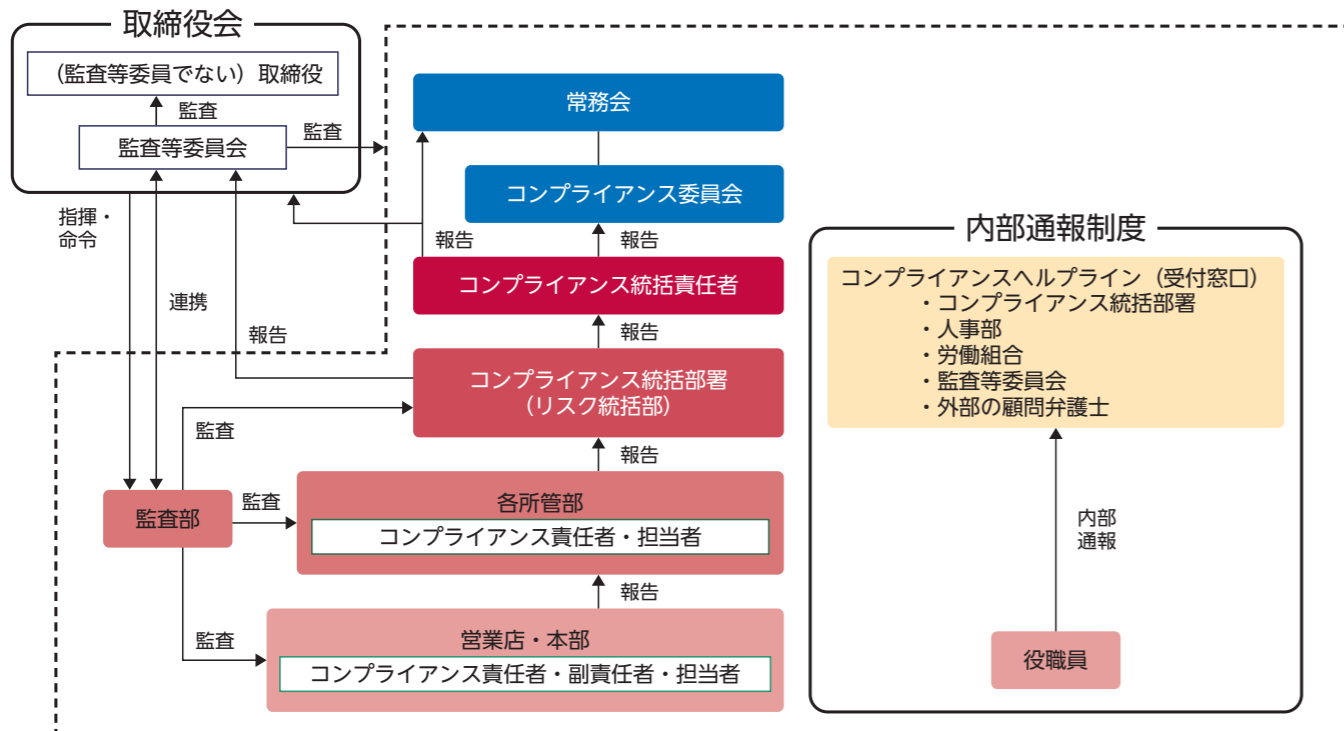
また、各種会議、研修時のコンプライアンス講義、「コンプライアンス通信」等の定期的な発行、「コンプライアンス確認ドリル」の実施等により、教育に努めています。

▶ 内部通報制度

内部通報制度として、コンプライアンス統括部署や外部の顧問弁護士等を受付窓口とする「コンプライアンスヘルプライン」を設置し、法令違反、倫理違反などコンプライアンス上の重大な問題に関する役職員（一年以内の退職者を含む）からの通報・相談の受付体制を整備しています。

この制度により問題行為の早期発見と行内牽制機能の強化を図り、コンプライアンス態勢の充実に努めています。

▶ コンプライアンス体制図



▶ コンプライアンス基本方針 (行動憲章)

(銀行の公共的使命)

1. 銀行のもつ公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図る。

(質の高い金融サービスの提供)

2. 経済活動を支えるインフラとしての安定的な機能提供とサービスの高度化に向けた不断の創意と工夫に努め、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融サービスの提供を通じて、内外の経済・社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。

(社会とのコミュニケーション)

4. 経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、銀行を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、自らの企業価値の向上を図るとともに、社会からの理解と信頼を確保するべく、広く社会とのコミュニケーションを図る。

(人権の尊重)

5. すべての人々の人権を尊重する。

(多様な人材の活躍、健康・安全な職場)

6. 多様な人材の活躍を促進する制度や柔軟な働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

(人材育成への取組み、金融経済教育への貢献)

7. 人材育成や能力開発に積極的に取り組み、従業員の自律的なキャリア形成を支援する。また、金融経済教育への参画等により、社会の金融リテラシー向上に貢献する。

(環境問題等への取組み)

8. 地球環境や社会情勢の変化等への耐性の高いサステナブルな環境・社会の構築に向け、主体的に行動する。

(社会参画と発展への貢献)

9. 銀行が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

(反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応)

10. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

○ 個人情報保護への取組み

個人情報保護方針(プライバシー・ポリシー)

当行は、地域金融機関としてお客さまからの信頼を第一と考え、お客さまからお預かりした個人情報につきましては、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護方針に基づいて厳格な管理に努めています。

個人情報
保護方針

当行の「個人情報保護方針」は当行ホームページに掲載しています。



個人情報の安全管理体制について

▶ 個人情報保護責任者の設置

個人情報保護の体制整備の統括責任者として本部に個人情報統括責任者を、また、各営業店と各部には個人情報管理責任者を設置し体制整備に努めています。

▶ モニタリングの実施と改善

個人情報の適正な取扱いと安全管理が確実に実行されているか監査部が監査を実施しています。その結果は個人情報統括責任者に報告し安全管理体制の改善を図っています。

▶ 従業員の監督

従業員に対しては、個人情報保護方針の遵守と顧客情報を含む行内情報の機密保持に関する誓約書を徴求しています。また、個人情報保護の意識を向上させるための教育、啓蒙活動を行っています。

▶ 漏えい防止への取組み

個人情報の漏えい防止のため、私用カバンの持込みの禁止、パソコンの持出禁止、ハードディスク等外部記録媒体の管理強化、還元資料等の保管確認を行っています。